

○中部地方整備局告示第五十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年三月二十四日

中部地方整備局長 大村 哲夫

第 1 起業者の名称 岐阜県

第 2 事業の種類 県営農業集落排水事業春日地区処理施設整備事業及びこれに伴う附帯事業

第 3 起業地

- 1 収用の部分 岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合字赤目平地内
- 2 使用の部分 なし

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第 1 号の要件への適合性

農業集落排水資源循環統合補助事業春日地区（以下「本件事業」という。）は、岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合、春日香六、春日小宮神、春日川合及び春日中山地内の処理区域（以下「春日地区」という。）に、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年 3 月27日付け農振第3438号農林水産事務次官。以下「要綱」という。）第 2 に掲げる農業集落排水資源循環統合補助事業計画等に基づき、生活雑排水等を流送する管路施設及び中継ポンプ施設並びに計画処理対象人口2,000人の処理施設（以下「処理施設」という。）を整備する事業（以下「本体事業」という。）並びに処理施設への進入路を整備する事業である。

申請に係る事業は、本件事業のうち、公道下の部分（管路施設及び中継ポンプ施設の整備）を除いた上記起業地に係る部分（処理施設及び進入路の整備）である。

本件事業のうち本体事業は、起業者である岐阜県が春日地区の生活雑排水等の処理等を目的とする処理施設等を整備する事業であることから、法第 3 条第31号に掲げる地方公共団体が直接その事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、処理施設整備事業に伴う附帯事業は、農道赤目平線から処理施設への進入路を整備するものであり、当該進入路は処理施設に欠くことのできない施設であることから、法第 3 条第35号に規定する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第 2 号の要件への適合性

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第5項において、都道府県は「その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理する」と規定されているとともに、要綱第2において、都道府県は農業集落排水資源循環統合補助事業の事業主体として位置づけられている。本件事業については、要綱第7の1に基づき岐阜県が事業主体となって実施する事業として申請しており、その採択を受けていることから、起業者である岐阜県が本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

得られる公共の利益

農業集落排水資源循環統合補助事業は、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資するものである。

春日地区の生活雑排水を処理する施設の普及率は低く、大部分の家庭からの生活雑排水は未処理のまま集落内水路に排出されているとともに、その排出された生活雑排水は未処理のまま一級河川木曽川水系粕川（以下「粕川」という。）に流入している状況である。

本件事業の完成により、これまで未処理のまま集落内水路に排出されていた生活雑排水を管渠により集水し処理施設において処理した後、粕川に放流することとなる。これにより、集落内水路の水質が改善されるとともに、便所が水洗化されてし尿もあわせて処理するため、衛生が向上することから、春日地区の生活環境の改善が図られることとなるものと認められ、併せて公共用水域の水質保全にも寄与することとなるものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の対象事業とはされていないが、処理施設の完成後における影響として騒音及び悪臭が想定されることから、起業者が任意で既存の資料等を基に処理施設から発生する騒音及び悪臭について検討したところ、法に基づく基準を満たすとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

失われる利益

起業者の調査によると、本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないとされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

事業計画の合理性

本件事業により整備される処理施設等は、農業集落排水施設設計指針等に基づき決定されており、本件事業の事業計画は、指針等に適合していると認められる。

本件事業に係る起業地については、春日地区内において選定した3つの候補地について、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に検討した結果、3つの候補地の中で地質・地形がよく、最も建設費の低廉となる本件起業地が最も優れたものとして選定されており、その選定は適切なものであると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

事業を早期に施行する必要性

3 で述べたように、春日地区は、大部分の家庭からの生活雑排水が未処理のまま集落内水路に排出され、粕川に流入している状況であることから、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要があるものと認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。